

# 厚真町元気な農家チャレンジ支援事業の募集開始

第1回募集期間 平成29年4月10日～5月8日まで

## 事業の目的

農業者が行う積極的かつ創意工夫を凝らした取り組みを支援し、意欲ある農業者を育成し、本町農業の振興、活性化を図ることを目的としています。

## 対象事業の例

- ① 事例報告を読んで知ったが、近郊では前例のない栽培法を試したい！
  - ② 厚真で作られていない珍しい作物にチャレンジしたい！
  - ③ 雑誌等で取り上げられるような農産物等の斬新なPRを企画したい！
  - ④ 町内の商業者と連携して農作物や加工品を売り出していきたい！ 等
- ※単純な機械の更新・購入や、既に普及している取り組みは対象外

## 事業対象者

全ての条件を満たしている方が対象となります。

- ① 町内に事務所、又は住所を有していること
- ② 農家、農業を営む法人、農家で組織する団体（生産者部会を含む）

## 補助率等

- |                |     |       |         |
|----------------|-----|-------|---------|
| ① 新技術導入事業      | 補助率 | 2/3以内 | 限度額50万円 |
| ② 販売促進事業及び特認事業 | 補助率 | 2/3以内 | 限度額30万円 |
- ※新技術及び販売促進は総事業費10万未満は対象外

## 補助対象経費

- ①報償費（謝礼金等）
  - ②旅費
  - ③需用費（消耗品費等）
  - ④委託費（外注費等）
  - ⑤使用・賃貸料
  - ⑥備品購入費
  - ⑦役務費（販売促進事業のみ）
  - ⑧その他
- ※ビニールハウス、冷蔵庫、パソコンなどの汎用性のあるものは対象外

年度内の経費であれば補助対象となります。

計画書の事前チェックを行いますので、期限数日前までにあらかじめ電話・来庁によりご相談ください。

また、新技術導入事業は普及センターやJA等の協力を得ることが必須です。

機械利用組合等の組織、団体等にあつては、申請時に事業を実施することが承認された総会議事録等の写しをご持参ください。

事業計画の提出後、審査を行い、可否を決定します。

事業完了後、事業の実績について報告を提出し、その報告が適切か判断をした後、補助金が支払われます。